

農村環境保全整備推進モデル事業（新規）

【50（0）百万円】

対策のポイント

国際条約や法律に基づき指定された重要な地域の価値を向上しつつ、農業生産の向上を図るため、自然環境や農村景観の維持向上のための調査等への支援や環境・景観保全に対応した農業生産基盤等の整備を推進します。

- ・ 豊かな自然や美しい景観、伝統文化が形成された我が国の農村地域においては、国内・国際的に将来にわたって良好な環境・景観を保全すべき重要な地域（ラムサール条約登録湿地、重要文化的景観、景観農業振興地域整備計画区域）が存在しています。
- ・ 重要な地域においても、農村地域の過疎・高齢化の進行による集落機能の低下等により、農業の営みを通じて形成されてきた農村地域の良好な環境・景観の保全が十分実施できない状況が生じています。
- ・ 重要な地域における環境保全への取組には、地域住民のほか専門的知識を有する者やNPO等関係機関を含めた合意形成を行う必要があることや、整備を行うに当たっても環境・景観の保全形成のための対策が求められています。

政策目標

重要な地域における自然環境や農村景観の維持向上

<内容>

1. 環境・景観保全のための調査等の支援

地域住民によるワークショップや、専門家、NPO等の参加による質の高い環境・景観の保全に対応した基盤整備等の整備計画策定のための調査、効果の検証のための調査に対して助成します。

2. 環境・景観の保全に必要な基盤整備等の実施

農業生産基盤整備（農業用排水施設整備、農道整備、区画整理、暗きょ排水等）、農村環境整備（農業集落道整備、生態系保全施設整備、活動拠点施設整備、歴史的土壌改良施設保全整備等）に対して助成します。

<事業実施主体等>

1. 事業実施主体 都道府県、市町村、土地改良区等
2. 補助率 農林水産省・北海道50%、中山間・離島55%、奄美60%、沖縄75%
3. 事業採択期間 平成21年度～平成25年度

【担当】農村振興局農地資源課

村山・山中 （03）6744-2197（直）